

# 埼玉県依存症対策推進会議設置要綱

## (目 的)

第1条 アルコール健康障害、ギャンブル等依存症、薬物依存症など様々な物質や行為への依存症対策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県依存症対策推進会議（以下、「会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 埼玉県の依存症等対策に係る計画の策定、見直しに関すること
- (2) 埼玉県の依存症等対策の推進及び調整に関すること
- (3) 埼玉県の依存症等に係る現状把握、分析等に関すること
- (4) その他依存症等対策の推進に必要な事項に関すること

## (組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる者で組織し、議長と副議長を置く。

- 2 議長は、疾病対策課を所管する保健医療部健康政策局長をもって充てる。
- 3 副議長は、疾病対策課長をもって充てる。
- 4 会議においては、必要な構成員を追加することができる。

## (議長等の職務)

第4条 議長は会議の会務を総理し、会議を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる機関以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (事務局)

第6条 会議の事務局は、保健医療部疾病対策課精神保健担当に置く。

## (会議結果報告)

第7条 事務局は、アルコール健康障害専門会議及びギャンブル等依存症専門会議結果について会議へ報告する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は議長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

## 別 表

### 学識経験者等

- ・ 一般社団法人埼玉県医師会推薦者
- ・ アルコール健康障害専門会議代表者推薦者
- ・ ギャンブル等依存症専門会議代表者推薦者
- ・ 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター推薦者

### 依存症治療拠点・専門医療機関

- ・ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター推薦者

### 依存症相談拠点機関

- ・ 精神保健福祉センター推薦者

### 保健所

- ・ 保健所長会推薦者

### 関係行政機関

- ・ さいたま市保健福祉局保健部健康増進課長
- ・ さいたま市保健福祉局保健部こころの健康センター所長

### 関係各課所

- ・ 保健医療部 健康長寿課長  
薬務課長
- ・ 教 育 局 保健体育課長
- ・ 埼玉県警察本部 少年課長

### 事務局

- ・ 保健医療部健康政策局長
- ・ 疾病対策課